

## 議 事 録

会議の名称	茨木市人権尊重のまちづくり審議会 第10回いのち・愛・ゆめセンターあり方検討部会
開催日時	平成28年10月19日（水）午後6時～午後8時15分
開催場所	茨木市役所南館3階 防災会議室
部会長	熊本 理抄
出席者	熊本 理抄          岩本 賢三 長田 佳久          柴原 浩嗣 三木 昭 <p style="text-align: right;">（5人）</p>
欠席者	なし
事務局職員	田川市民文化部長、 大神市民文化部次長兼人権・男女共生課長、 大和人権・男女共生課参事、山内人権・男女共生課課長代理、 豊川いのち・愛・ゆめセンター：田嶋館長、 沢良宜いのち・愛・ゆめセンター：平野館長 <p style="text-align: right;">（6人）</p>
開催形態	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 / <input type="checkbox"/> 非公開
主な議題	(1) いのち・愛・ゆめセンターのあり方について (2) その他
配布資料	添付のとおり

(順不同、敬称略)

発言者	内 容
事務局	<p><b>開会</b></p> <p>ただ今から、第10回いのち・愛・ゆめセンターあり方検討部会を開催する。</p> <p>本日の出席委員は5名全員である。今後の議事については審議会規則第5条第1項を準用して、部会長にお願いする。</p> <p>初めに本日の進め方について事務局より説明する。</p>
部会長	<p><b>【資料確認】</b></p> <p>それでは本日の審議に入る。傍聴者はあるか。</p>
事務局	<p>傍聴者はない。</p>
	<p><b>議題1 いのち・愛・ゆめセンターのあり方について</b></p>
部会長	<p>それでは議題1の愛センターのあり方について、最初に事務局より説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p>スケジュールについてご説明する。7月の審議会で中間報告があったが、今後部会としての方向性を決定し、パブリックコメントを行いたい。また、まちづくり審議会において審議が進んでいる人権施策推進計画についても同時にパブリックコメントを行う予定である。本日は、中間報告の項目(8)「あるべき姿を達成するための運営のあり方について」についてご審議をいただきたい。</p>
部会長	<p>この資料については本日配布となっているのか。</p>
事務局	<p>そうである。ただいまから読み上げるので確認をお願いしたい。</p>
	<p><b>【資料読み上げ】</b></p>
部会長	<p>初めてご覧いただいたが何か質問等はないか。</p>
委員	<p>2点聞きたい。1点目として根拠の2つ目に予算のことが書かれているが、考察の部分においては1つ目が職員で、2つ目が専門性・効率性が求</p>

発言者	内 容
	<p>められる職員配置となっており、事業費や維持管理費についての項目が考察に入っていないのはなぜか。私は、運営のあり方は職員配置と予算が削られていることが問題となってきたので、予算措置がない中では対応できないと考える。市の情勢の中で予算が増やせないかもしれないが、その部分については工夫をしようと考えてきたので、予算についても考察に入れる必要があると考える。もう1点は、直営か委託かという概念の整理である。直営か委託かという2つの区分があり、委託の中に指定管理があるということなのか、委託と指定管理は概念的に別のものなのか。委託を推進すべきだということと、指定管理を検討すべきということが並列になっているのでわかりにくい。委託と指定管理の概念の区分について説明をいただきたい。</p>
事務局	<p>予算措置を考察に入れるべきということについてはご意見としてとらえている。委託と指定管理についてだが、これは違うものになる。委託はあくまで国・府からの補助金を受けながらのものである。指定管理はそれが無くなるということになる。内容については同じようなことになったとしても運営体制は大きく変わるということから委託と指定管理は大きく異なっている。</p>
委員	<p>委託というのは行政に代わって事業を行うことであろうと思う。指定管理は予算を示されて運営全体を任されるものとなると考えている。</p>
日本出版	<p>指定管理は、館長業務を含めた施設の運営全体をゆだねるものである。業務の一部をゆだねる委託とは異なる。公の施設については施設の運営全てを委託するという事は制度上出来なくなっており、その意味ではまず直営なのか指定管理なのかという選択があることになる。委託については、原則直営のもとで業務の一部をゆだねるものだが、指定管理者制度を導入したとしても指定管理者がその業務の一部を委託することは可能であるため、指定管理者の導入の有無を問わず、実施が可能なものである。</p>
事務局	<p>委託については、隣保館の基本事業・特別事業という枠があり、特別事業については委託ができると国の隣保館設置運営要綱で定められている。委託においても指定管理においても仕様書を定めるため、市として求める事業はどのようなもので、それが達成されているかを検証するという過程があることは同様である。</p>
部会長	<p>直営でとなると、設置運営要綱上職員を置かねばならないので、委託を行うからコストの削減になるとは限らないということになるのか。</p>

発言者	内 容
事務局	<p>これまでは人も事業も減らしてきたが、本来必要な事業については人も配置しなければならないという観点から、必要な事業を検討した上でそれについては予算措置をやっていくべきだという観点から資料を作成している。</p>
委員	<p>これまでの愛センターの目的や役割、事業内容を考えてきて、それを担うための運営のあり方として、委託がいいのか、指定管理がいいのかということはこの部会としてどこまで提示できるのかと思う。今の表現では、委託も有効な手段として活用すべき、指定管理者制度の導入については検討すべきというところまででとどまっている。あり方検討部会としてここまででよいのか。視察もして、いろんな状況を見てきたところでは、専門性を高めるということや運営の効率化という点からも指定管理者制度の方が館の活用という観点でのメリットが大きいと思う。ただ、それを担えるだけの団体でなければならず、今の状況より悪くなってはいけない。そのため、考察の5つ目は必要だと思うが、本当に専門性を高めて事業を拡大するなら、指定管理者制度がよいということまで書けるかどうか。高槻市のように、館長は市の職員で、事業の部分委託をどんどん進めていくという方法については、考察の3つ目で書かれているが、それで専門性が発揮できるだろうか。</p>
委員	<p>現状は直営で一部委託ということになっていると思う。</p>
事務局	<p>平成27年度は沢良宜・総持寺、平成28年度からは3館とも委託によって特別事業を実施している。</p>
委員	<p>茨木市の状況として、これから職員を増やしていくということは考えにくい。しかし、一部体育館で行われているような指定管理制度と同じ形態で良いのかと考える。なので私は、事業や相談等について、全て委託ができると良いのではないかと思う。箕面の場合は指定管理ということで、そこまでできればよいと思うが、中途半端にやるなら指定管理はあまり望ましいと思わない。コミュニティセンターが指定管理になっているが、愛センターの事業内容も同様に当てはめることができるのか。だからといって、直営で職員も増やしてというのは難しいと思う。これまでどおり直営でできればよいと思うが、そうでないなら、直営でできるだけ委託でやれると良いと思う。</p>
委員	<p>運営のあり方として人の問題や予算の問題が示されているが、ソフトの</p>

発言者	内 容
	<p>面も入れた方がよいと思う。単年度施策だけでなく中長期的な視点から柔軟に施策を組んで継続的に運営できる、施策を打てるようなことも考察に含めるべきだと思う。そうすると、継続的に進められる方策というのが官と民の大きな違いであり、予算や人のことは付随的なものである。大きな運営のあり方を定めた上で指定管理ということ的位置づける方がわかりやすいと思うがいかがか。</p>
部会長	<p>前回、委員が継続性、常駐性といった指摘をされていて、異動のある行政職員では限界があるというご意見をいただいたが、そういうことも含めてのご意見ということか。箕面では10年間の指定管理だったが。</p>
事務局	<p>茨木市では指定管理については原則5年としているが、最初は3年とするのが通例となっている。傾向としては長期間の方が事業の継続等がやりやすいということがある。一部にはチェックをどうするかという意見もあるが、原則そのような進め方になっている。管理者を選ぶ際には提案型で、仕様書に基づき、指定管理を受けたい業者が展開したい事業等についてプレゼンテーションを行い、それを審査して決定している。</p>
委員	<p>前回なぜこの項目をやりきって一区切りにしなかったのかという疑問が残ったままで今日に臨んでいる。やはりこの項目までやりきってからの方がよかったと思っている。今後の日程についてチャート化したものをご提示いただきたい。今後どのようなスケジュールでどういうことを検討するのか。次に、現状の愛センターの経過や現状があるので、それを生かしながら茨木市としてのあるべき姿を提示するのが検討部会の役割だと思う。</p> <p>あるべき姿として、評論家的に示すのも一つだが、より具体的に踏み込むかどうかを検討しないといけないと思う。すなわち、箕面のインパクトが強いが、それ以上のものができる茨木市の指定管理者制度に出来るかどうか問題であり、中途半端なものでは意味がない。ならば茨木市としての経過を重んじながら、面白いことをやっていると見てもらえるようなアイデアを進めたい。先ほどの意見にあったとおり、館長は市職員だが、指定管理者の良さを生かせるような積み上げ方ができないかと思う。いずれにせよ、茨木市としての進め方はこうだというものを出して、市民も議会にも受け入れられるものにしたい。一般論だけではこれまでの議論が無駄になってしまう。なので、もう少し掘り下げた議論の時間があるのか、あまりないのかということについてまずはお聞きしたい。</p>
事務局	<p>まだ十分に確定できていないが、当初の予定より回数を重ねる必要があると考えている。そのための予算措置も検討しているが、今後最大で5回</p>

発言者	内 容
	<p>程度部会を持てるようにと考えている。</p>
<p>部会長</p>	<p>審議会とパブリックコメントのスケジュールを考えるとどうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>子ども・若者の事業も仕切り直しになって現状調査に入っており、そういうことも踏まえて子ども育成部との調整もさせていただければと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>前回、国会に出されるかもしれない法案についても紹介されていたが、そこの整合性の担保ということもあったと思う。そのあたりもどうなっているか聞かせていただきながらと思っている。</p>
<p>事務局</p>	<p>部落差別解消法については継続審議で、次の臨時国会で成立を目指したいという動きだと聞いている。前はヘイトスピーチについての法律は成立即施行となっており、その流れから見ると早いと思われる。</p> <p>9月中旬から90日ほどの議会日程の中でどのあたりかはわからないが、10月の末に法制定に向けた審議が再開されると聞いており、その時点で情報が入ってくると思う。もちろんまた継続審議になるということも考えられるが。</p>
<p>委員</p>	<p>しかし5回となると何月になるのか。遅くとも年内には方向性を定めなければならぬということになるのか。</p>
<p>部会長</p>	<p>あと5回の中で市内での指定管理者制度の導入状況やそれについての評価についても参考になるような意見が聞ければと思う。愛センターについては、部会内では廃止はないという合意はあると思うが、直営の中で職員数・事業費の減少を踏まえると、その枠の中では非常に難しいのではないかと思う。相当な人件費・事業費の積み上げがなければならない。直営の場合と指定管理者制度の場合の市としての予算のあり方をイメージするための資料を作成していただくことはできないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>愛センターで子ども・若者事業であったり、生活困窮者自立支援等については、本来やるべきだというご議論をいただいているが、実際にやるためには行政上の枠もある。愛センターの予算ですべてやるのか、現状では子ども・若者施策は子ども育成部の予算と事業、生活困窮者自立支援事業は健康福祉部福祉政策課の主担事業となっている。愛センターという施設の中で、人権の事業と他の部局の事業とがあり、その数字を出すところまでは非常に難しいと考える。</p>

発言者	内 容
部会長	<p>これまでの本来の隣保館がやっている事業についても、現状では厳しいと考えてきたので、それを活性化するためにはいずれにしても積み上げが必要になる。検討部会としては直営なら予算・人員の増加を強く言うしかないということになってしまう。</p>
事務局	<p>その部分を非常に悩んだところである。現実にはどうやるかは行政として手法を考えなければならないと思うが、隣保館の活用の方向性とその運営についての大きな枠の中で、子ども・若者の事業をやる必要があるというような方向性を示していただけると良いのではないかと考えている。</p>
事務局	<p>指定管理者制度については、民間活力の導入と経費節減の二つが大きな目的であり、それにふさわしい公の施設は指定管理者制度に乗り換えるという動きになった。茨木市では極力新制度に乗って指定管理者制度を導入せよという動きがあり、施設を所管する課は指定管理者制度の導入の検討を進めるようにしてきた。その中で、図書館、生涯学習センターは従来型の直営で残っている一方、老人福祉センターや体育館などが指定管理者制度を導入した。費用対効果がどうなっているかが大きな焦点で、業務内容は仕様書で書けば一定の品質は保たれるはずである。必ずしもそうならないことについては行政の課題であるが。</p> <p>体育館が直営と混在しているのは、小川町の体育館を指定管理者制度にするときに職員が10人くらい配置されていた。例えばこの人件費が指定管理者制度の導入で安くなるかどうかを計算すると安くなる。また中条市民プールも併設しており、その臨時職員も含めて、スポーツが得意な業者とビル管理の業者が連携して一定の成果を上げていると評価している。ただ、福井と南の体育館については、職員体制は少し減らしている形になっている。これを指定管理者制度にすると、職員をもう少し増やさなければならぬかもしれない。そう考えて積み上げると直営の方が安いということになり、算定の方法が違っているのだが、混在している形になる。人件費の問題と品質の問題を含めて、施設ごとに議会の議決が必要になるが、今回については昨年の9月に指定管理者制度のデメリットの一つである補助金が無くなるということがあり、それを含めてどうしたらよいかということがあった。その意味で部会長のおっしゃる直営で予算・人を増やすしかないのではとおっしゃることはよくわかる。事業の見直しについてはいろいろな物差しがあり、総合的に判断して一定の基準に合致すれば廃止、継続などの方針をまとめたこともある。指定管理者制度の導入をどうするかは問題だが、指定管理者制度では補助金が受けられなくなる問題が解決すれば幅広く議論ができる。そういうことも含めて、総合的に判断するという形でまとめると、玉虫色ではあるが情勢が変われば違う形でということもあ</p>

発言者	内 容
事務局	<p>り得ると思う。</p> <p>委託も指定管理もあるという書き方については、市としてもはっきりしていないということがある。指定管理者制度を目指す、という答申でもよいと思う。</p>
委員	<p>昨年9月の議会という話も出たし、国・府の補助金という話も出たが、メリット・デメリットについて金額での表現も明確にしておくべきではないか。デメリットの部分で補助金の額が大きいことがあるなら、なんとか有効活用する方向でできないかと思う。また、力量の低い団体が指定管理者となることの問題として、箕面に匹敵するような指定管理者を茨木で見つけられるだろうか。私が知る範囲では高齢者支援センターが指定管理者になっているが、行政としても検証してもらいたいと思う。そういう事実に基づいて踏み込んだ議論をする、それを年内に示していくということですすめて行かねばならないと思っている。補助金を失うに足るメリットがあればいいが、考え方だけではなくやはり費用の面は大きいと思う。ただ、絞り込んでしまっている段階で、現実的な折衷案としてどう具体的に示せるかが問題だと思う。</p>
委員	<p>いろいろとメリット・デメリットを整理しなければ議論はできないと思うが、直営で部分委託か指定管理かという二つの道があることははっきりしてきたので、指定管理のメリット・デメリットはあるが、直営でのメリット・デメリットが示されていないので、それらも含めて、財政的な必要額等も含めて、直営と指定管理を並列させて整理していくと、全体が見えるのではないかと思う。その議論をする時間があるなら整理して議論できると良いと思う。その上で答申としてどう表現するかということになるが、専門性や事業の拡大の可能性という意味では指定管理の方を目指すべきだが、現状の財政的な問題や実務を担える団体の有無という観点から、第1段階、第2段階といった形で直営の中で部分委託を広げていって、他の事業も活用しながら広げていくということを書くこともできると思う。そういう選択肢を提示できるような答申の書き方もできるのではないか。今の考察の書き方では考え方だけが示されており、これを目指す、という書き方をしなければ議論をしてもらえないのではないか。</p>
委員	<p>もし指定管理者を考えた場合に、現在の沢良宜や総持寺の地域で業務委託を受けているNPO法人の規模やどういう人がどれだけいるのか、いろいろ検討するとすれば、指定管理を受ける環境が整っているのはそういうNPO法人だと思うので、その団体について提示をお願いできればと思うがいかがか。</p>

発言者	内 容
事務局	それをすると指定管理の受け手が固定化してしまっていて、既存の団体ありきの議論になってしまう。
部会長	見学の際には委託の効果等については話を聞いているが。
事務局	この議論が始まって以降、委託の部分も拡大しており、ここの議論を受けてそれに近づけていこうという動きは行政としても進めている。
委員	そうなる判断の材料がないということになってしまう。こちらでも判断材料を集めてみるということが必要かもしれない。
委員	小川町の体育館の話もあったが、いま私は体育協会で活動しているが、体育協会の主だったメンバーが体育館では至れり尽くせりのサービスをしてもらっていた。業者に変わってそれだけやってもらえているかといえば、実務はしてもらっていても相談を受けたり指導を受けたりはしてもらえなくなっている。市民からはその観点は無視できない。特に愛センターのような施設では、サービスもよくなる、住民からの評価も上がるという見通しがなければ踏み込めないのではないかと思う。
委員	愛センターの役割を考えると、実務だけ行う指定管理者ではいけないと思う。
委員	利用者にもいろんな人がいるので、一概には言えないかもしれないが。
委員	隣保館の指定管理はまた違うと思うが、職員がみんな相談業務に乗ってくれる。体育館の貸館だけなら相談も何もない。
委員	箕面のインパクトが強いのは、サービスが非常にいきわたっていたということである。体育館以上のところまでやっていたと思う。
委員	箕面は指定管理だが、かつての直営の良さを残している。結局答申を出して、改めて議員の意見も聞くことになるのか。
事務局	今後のあり方について答申をいただくことになるが、それに基づいて市としてどうしていくかを予算や方針を定め、それについて議会で議論をいただくことになる。

発言者	内 容
委員	答申が認められなければ修正する余地はないのか。
事務局	議会が認めるかどうかということではなく、あり方検討としてこうすべきという意見を市長に対していただいたということになる。ただ、いただいた内容をすべて市としてやっていけるかどうかは、市の情勢もあり、すぐにやれなかったり予算がつかなかったりということは行政の仕組みの中で考えていくことになる。
委員	視察や講師を呼ぶなどしてかなりやってきたので、もう5回もかけずに整理して結論付けるべきだと思う。
事務局	次回には答申案を示せるようにし、その中身についてご検討いただければと思う。
委員	茨木市の指定管理者制度の中で、これはうまくいっているという見本のような事業はないだろうか。もう一つ同じ考え方で直営の業務委託でこういうやり方はよいというものがあれば示してほしい。その事実に基づいてものを言わなければ、机上の空論では意味がない。今回はこれで行こうという案が出てこないといけないと思う。堂々巡りの議論をしても意味がない。
部会長	追加して、箕面の現状については視察したが、それまで人やNPOを育ててきた歴史があると思う。茨木市として住民の力を信じる、NPOを育てるといふ気概がどこまであるのかお聞きしたいと思う。
事務局	<p>直営でよいことは何かということでは、図書館では佐賀県の自治体でツタヤを入れて成功したかに見えた図書館があったが、購入図書が悪かったというような報道が出ている。図書館への指定管理者の導入については、話として出ていたこともあったが茨木市ではやっていない。司書という職員の雇用の問題もあるが、茨木市では直営の方がよいと考えている。</p> <p>もう一つ施設の評価の基準として利用者数をみると、多世代交流センターについては指定管理者制度の導入によって利用が伸びている。品質を図る数値はないが、利用者が増えているというのは満足度が上がっているということではないかと思う。ここについては老人福祉センター当時も指定管理者制度を導入して、府の社会福祉事業団が引き受けていたが、多世代交流センター・シニアプラザを作るときに、シニアプラザについては間口を広げて社会福祉協議会、シルバー人材センター、老人クラブ、シニアカレッジが共同していろんな取り組みをしている。愛センターに即あてはま</p>

発言者	内 容
委員	<p>るかどうかはわからないが、そういう地域の団体や持ち味のある団体を活用することで利用が促進された一面もあると思う。スポーツの関係では竜王山荘については指定管理者制度を導入したが、それによって宿泊者の対応等のノウハウを生かせたということがある。直営時代は、市職員はホテルの経営等の経験がなかった。</p> <p>今のお話を聞いていて、愛センターを指定管理者制度に移行してしまうことがよいのかどうか感じるところである。むしろ直営で業務委託を増やしながら中身を充実させていく方が市としてのポリシーがあるのではないか。これは直営でやろうと、地域の住民との会話は茨木市がやるのだという思いが出てきてもよいのではないか。愛センターが体育館等と異なるのは、人権問題そのもの、地域の住民の生活そのものであるもので、行政が直接かかわって責任者を派遣し、市長や議会をはじめ思いをちゃんと反映できる人が責任者に座って地域住民の満足度を高めていくことが必要ではないか。あまり経験もない団体に名前だけで来られても違うのではないかと思いはじめているがどうか。前の市長の方針には反することかもしれないが。</p>
事務局	<p>忌憚のないご意見をいただければと思う。</p>
事務局	<p>行政責任の部分でやっていくのがどこまでかということも必要だと思う。全体の流れの中で、民間でできる部分は民間でという中で委託や指定管理についても、行政ができることはいろいろあると思う。</p>
委員	<p>効率化ということは当然やらねばならない。愛センターには部長クラス1人でいい。それくらい力を入れなければよくならない。地域住民のために何が一番大事かということである。委託業者に任せて地域が大事では理解されない。それくらい力入れていくのだというポリシーを示していただきたい。</p>
部会長	<p>この後、どういう進め方がよいだろうか。</p>
事務局	<p>次回には答申案として全体をお示ししたいと考えている。</p>
部会長	<p>その場合に直営のメリット・デメリット等についても示されるのか。</p>
事務局	<p>示せるような資料を作りたい。</p>
委員	<p>それについては、資料として示すだけでもよいと思う。答申部分にメリ</p>

発言者	内 容
部会長	<p>ット・デメリットをすべて示す必要はないと思う。</p> <p>段階的な進め方についてもどちらでもとれるような書き方も含めて、書けるだろうか。検討すべき、という答申になるだろうか。</p> <p>続いて、答申の構成案について考えたい。これについても意見をいただく方がよいのか。</p>
事務局	<p>見出しのみの羅列だが、こうした方がいいというご意見があればお聞かせいただければと思う。</p>
委員	<p>今後のあり方についての提言が細い文字になっているのは何か意図があるのか。</p>
事務局	<p>すでに検討されている部分についてフォントを変えたというだけである。この部分については7月の中間報告に含まれており、審議会資料としても議事録等とともに情報ルームで公開されている。</p>
部会長	<p>いのち・愛・ゆめセンターとしてから始まっているが、隣保館としての補助金を受けている以上、隣保館設置運営要綱の歴史や国の施策の経緯についても、施設の性格の理解を深める上でも示してほしい。</p>
委員	<p>構成案の4だが、視点と経緯について、原点の確認、現状の評価、廃止・継続・発展の3つの視点ではないかと思う。</p>
事務局	<p>事業評価の際の廃止・拡充等の評価も含めて検討する。</p>
委員	<p>現状と施設の経緯についてのデータについて、きちんと示されていることが望ましいと思う。また、相談事業等についてもこれまでに館ごとに報告してもらっているが、それぞれの館の推移についてもデータが示されると良いと思う。</p>
事務局	<p>今のご意見も踏まえて、次回に全体像についてご意見をいただければと思う。</p>
部会長	<p>7月6日の部会の意見についても反映されていないので、それについても考慮していただきたい。</p>
委員	<p>愛センターの設置目的・位置づけについて、根拠の1番下の「愛センタ</p>

発言者	内 容
日本出版	<p>一で実施している総合相談について・・・事例の収集・分析を体系的に行える体制づくり」については、行政課題の中の一つとして今の記述に連動させて位置づける方がよいのではないか。</p> <p>その部分については次の「4 基本的な機能と事業について」の部分に移動する方がよいと考えるがいかがか。</p>
部会長	<p>それでよいのではないか。</p>
部会長	<p>それでは、次回については、7月6日の中間報告に、同日の部会の意見を踏まえ、さらに全体の構成で示された項目が文章化されるということになる。</p> <p>次回の会議はいつにするのがよいか。</p>
事務局	<p>11月中旬までには開催できると良いと思う。</p>
部会長	<p>その2～3日前には資料が手元に届くようにしてほしいと思う。</p> <p>【日程調整】</p>
部会長	<p>その他について何かあるか。</p> <p>それでは本日の部会はここまでとしたい。</p> <p>閉会</p>